

九州大学博多駅オフィスの使用について

令和 5年12月 1日

九州大学博多駅オフィス所長決定

(趣旨)

第1条 この決定は、九州大学東京オフィス等規程（以下単に「規程」という。）第7条に基づき、博多駅オフィスの使用等について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 博多駅オフィスに、次の施設を置く。

- (1) 会議室Ⅰ
- (2) 会議室Ⅱ
- (3) 自習室

(使用者の範囲)

第3条 博多駅オフィスを使用できる者（以下「使用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の役員、教職員及び学生
- (2) 本学の卒業生及び修了生
- (3) その他所長が必要と認めた者

2 前条の施設のうち「自習室」を使用できる者は、前項第1号及び第3号に定める者とする。

(開所時間)

第4条 博多駅オフィスの開所時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前10時から午後10時30分まで
- (2) 土日祝日 午前10時から午後5時まで

(休業日)

第5条 博多駅オフィスの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 本学の夏季一斉休業期間
- (3) JR博多シティが指定する休館日

(開所時間及び休業日の変更)

第6条 前2条の規定（第5条第3号を除く。）にかかわらず、所長が必要と認めた場合には、開所時間及び休業日を変更することができる。

(使用の申出)

第7条 博多駅オフィスの使用を希望する者は、あらかじめ博多駅オフィスに申し出るものとする。

(使用の中止等)

第8条 次に掲げる事項のいずれか該当する場合は、所長は、博多駅オフィスの使用を中止させることができる。

- (1) 使用者が本決定に違反したとき。
- (2) 使用者が虚偽の申し出をしたとき。
- (3) 本学において、管理運営上の事由が生じたとき。

2 前項の規定により、使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 規程に定める目的に沿った使用をすること。
- (2) 申し出た使用日時を厳守すること。
- (3) 施設並びにその設備及び備品等の保全に努めること。

(4) 備品等を許可なく所定の位置から移動させないこと。

(5) オフィス内で喫煙を行わないこと。

(禁止行為)

第10条 博多駅オフィスにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な活動目的とする行為

(2) 営利活動を目的とする行為

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 公共性若しくは公益性又は本学の名誉若しくは信用を損なう行為

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により博多駅オフィスの施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 記

この決定は、令和5年12月1日から実施する。